

眼の障害等級表

等 級		障害の程度	
眼 球	視力 障害	第1級1号	両眼が失明したもの
		第2級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
		第2級2号	両眼の視力が0.02以下になったもの
		第3級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
		第4級1号	両眼の視力が0.06以下になったもの
		第5級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
		第6級1号	両眼の視力が0.1以下になったもの
		第7級1号	1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
		第8級1号	1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの
		第9級1号	両眼の視力が0.6以下になったもの
		第9級2号	1眼の視力が0.06以下になったもの
		第10級1号	1眼の視力が0.1以下になったもの
		第13級1号	1眼の視力が0.6以下になったもの
		調節 機能 障害	第11級1号
第12級1号	1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
運動 障害	第10級2号	正面を見た場合に複視の症状を残すもの	
	第11級1号	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	
	第12級1号	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	

		第13級2号	正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの
	視野 障害	第9級4号	両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
		第13級3号	1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
ま ぶ た	欠損 障害	第9級4号	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		第11級3号	1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		第13級4号	両眼のまぶたの1部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
		第14級1号	1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
	運動 障害	第11級2号	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		第12級2号	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの